

建設労働専門委員会の公益委員の増員について

- 労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会建設労働専門委員会に属する委員の構成は、現在は、公益委員3名、労働者代表4名、使用者代表4名（計11名）である。
- 以下の理由から、第9期改選（平成29年4月27日～）より、公益委員を1名増員することとしたい。

（理由）

多様な意見・利害を反映させる観点から、地方人材の登用を行う必要があるため。

【参考】働き方に関する政策決定プロセス有識者会議報告書（平成28年12月14日）（抄）

4. 改革案

（4）多様な意見の反映

分科会・部会及び本審の労使の委員の選任に当たっては、産業構造、就業構造等にできる限り配慮する（例えば、多様な年齢や雇用形態、商業・サービス業、医療・福祉、IT関係等の委員を増やす）。また、分科会、部会においては、課題によって、多様な意見、利害を反映させるため、労使団体の代表以外の臨時委員あるいは専門委員を臨時的に任命する。委員の任命で反映しきれない部分については、ヒアリング等を活用する。

あわせて、多様な意見・利害を反映させる観点から、情報通信技術の発展に応じてテレビ会議等に関する機器を整備しつつ、地方人材の登用を促進する。また、必要に応じて地方視察やホームページ等を通じた国民からの意見募集も積極的に活用する。